

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
34	子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鯖江市は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福井県鯖江市長

公表日

令和8年6月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法および児童福祉法、学校教育法等の関連法に基づき、すべての子どもが健やかに成長するよう、子ども・子育て支援給付その他の子どもおよび子どもを養育している者に必要な支援を行う。 特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①子どものための教育・保育給付にかかる支給認定(利用者負担区分の決定等)の申請の受理、その申請にかかる事実についての審査またはその申請に対する応答 ②子どものための教育・保育給付にかかる保育の必要性に関する事項等の届出および書類の受理 ③子どものための教育・保育給付にかかる支給認定(利用者負担区分の決定等)の変更申請の受理、その変更申請にかかる事実についての審査またはその変更申請に対する応答 ④子どものための教育・保育給付にかかる支給認定(利用者負担区分の決定等)の職権による変更にかかる事実についての審査またはその変更に対する応答 ⑤子どものための教育・保育給付にかかる支給認定の取消しにかかる事実についての審査または取消しにかかる応答 ⑥子どものための教育・保育給付にかかる支給認定証の交付等 特定個人情報ファイルの取得・使用に当たり、電子申請システムも使用する。
③システムの名称	子ども・子育て支援システム、宛名・住登外システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、電子申請システム
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども・子育て支援情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項および別表の9、127項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17、155の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 保育・幼児教育課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 行政管理・DX推進課 鯖江市西山町13番1号 0778-53-2200

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部 保育・幼児教育課 鯖江市西山町13番1号 0778-53-2225
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底し、対策を講じている。(市外からの転入世帯のみ徴収)	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [☐] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		
[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、職員認証とパスワードにより、使用を限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。よって、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 1-②事務の概要	②子ども・子育て支援法に基づき、 子ども・子育て支援法および行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で行う。 （①～⑥略）	②子ども・子育て支援法および児童福祉法、学校教育法等の関連法に基づき、 特定個人情報を以下の事務で行う。 （①～⑥略） 特定個人情報ファイルの取得・使用に当たり、電子申請システムも使用する。		
平成29年4月1日	I 1-③システムの名称	子ども・子育て支援システム、宛名・住登外システム、番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）、中間サーバ	子ども・子育て支援システム、宛名・住登外システム、番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）、中間サーバ、電子申請システム		
平成29年4月1日	I 3	94の項	8、94の項		
平成29年4月1日	I 5-①部署 I 5-②所属長	①児童福祉課 ②児童福祉課長 内方 秀世	①子育て支援課 ②子育て支援課長 笠嶋 正信		
平成29年4月1日	I 8	児童福祉課	子育て支援課		
平成30年4月1日	I 5-②所属長	笠嶋 正信	田中 賢一郎		
平成31年4月1日	I 5-②所属長の役職名	子育て支援課長 田中 賢一郎	課長		
令和2年4月1日	I 5-①部署 I 5-②所属長の役職名	①子育て支援課 ②課長	①子育て支援課 保育・幼児教育室 ②室長		
令和2年4月1日	I 8	子育て支援課 鯖江市西山町13番1号 0778-53-2224	子育て支援課 保育・幼児教育室 鯖江市西山町13番1号 0778-53-2225		
令和3年5月28日	I 5-①部署 I 5-②所属長の役職名	①子育て支援課 保育・幼児教育室 ②室長	①保育・幼児教育課 ②課長		
令和3年5月28日	I 8	健康福祉部 子育て支援課 保育・幼児教育室	健康福祉部 保育・幼児教育課		
令和3年9月21日	I 4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和4年5月31日	I 7	総務課	行政管理課	事後	
令和7年1月17日	I 3	番号法第9条第1項および別表第一の8、94項	番号法第9条第1項および別表の9、127項		
令和7年1月17日	I 4-②法令上の根拠	番号法第19条第8号および別表第二 （別表第二における情報提供の根拠）なし （別表第二における情報照会の根拠）116の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17、155の項		
令和7年1月17日	IV 8		特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底し、対策を講じている。（市外からの転入世帯のみ徴収）		
令和7年1月17日	IV 11		システムへのアクセスが可能な職員は、職員認証とパスワードにより、使用を限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。よって、権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。		
令和8年6月15日	I 7	行政管理課	行政管理・DX推進課	事後	